



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年 7月17日金曜日 第2083号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... 1
 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 3
 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例..... 9
 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....12

愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例.....12
 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....13
 愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例.....16
 愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例.....17
 愛媛県森林そ生緊急対策基金条例.....18
 愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....18

条 例

○愛媛県条例第35号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条、第7条関係）				別表（第2条、第3条、第7条関係）			
1 省略				1 省略			
2 保健福祉関係事務手数料				2 保健福祉関係事務手数料			
事 務	名 称	金 額		事 務	名 称	金 額	
1～85 省略				1～85 省略			
86 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証	2,100円		86 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、 <u>高度管理医療機器等</u> の販売業若しくは賃貸業の許可証又は <u>医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証</u> の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、 <u>高度管理医療機器等</u> の販売業若しくは賃貸業の許可証又は <u>医薬品の販売先等変更許可証</u> の書換え交付手数料	2,100円	
86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売	医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	2,100円					

業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付					
87 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証 _____ の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証 _____ の再交付手数料	3,000円	87 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、 <u>高度管理医療機器等</u> の販売業若しくは賃貸業の許可証又は <u>医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証</u> の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、 <u>高度管理医療機器等</u> の販売業若しくは賃貸業の許可証又は <u>医薬品の販売先等変更許可証</u> の再交付手数料	3,000円
87の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	医薬品販売業許可証又は <u>医薬品の販売先等変更許可証</u> の再交付手数料	3,000円			
87の3 省略			87の2 省略		
87の4 省略			87の3 省略		
88～113 省略			88～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3・4 省略			3・4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～69 省略			1～69 省略		
70 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略		70 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略	
71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略		71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略	

72～102 省略		
備考 省略		
6 省略		

72～102 省略		
備考 省略		
6 省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第36号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の税額控除の特例）</p> <p>第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、<u>附則第7条の4の2第1項</u>及び附則第7条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、<u>附則第5条の4の2第5項</u>及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第7条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「<u>居住年</u>」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「<u>県民税の住宅借入金等特別税額控除額</u>」という。）を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の税額控除の特例）</p> <p>第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項_____及び附則第7条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項_____及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第7条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年_____が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「<u>県民税の住宅借入金等特別税額控除額</u>」という。）を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県</p>

民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合(_____

_____同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の4の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第15条及び第16条の規定の適用については、第15条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第7条の4の2第1項」と、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第7条の4の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛(以下この項において「免税対象飼育牛」という。)に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の

民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛(以下この項において「免税対象飼育牛」という。)に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の

記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 省略

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第9条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16

記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 省略

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第9条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項前段 _____ 、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16

条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

3 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

3 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項_____及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条_____まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額に対し、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得 _____ 又は雑所得を有する場合には、当該事業所得 _____ 及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額に対し、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

6 省略

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 省略

6 省略

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第7条の4第3項及び第13条第3項の改正規定並びに次項の規定 平成22年4月1日
 - (2) 附則第16条の4第1項の改正規定 平成23年1月1日
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条の4第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第37号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成22年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成21年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p>

(1)・(2) 省略
2・3 省略

(1)・(2) 省略
2・3 省略

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から<u>平成23年3月31日</u>までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から<u>平成23年3月31日</u>までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から<u>平成21年3月31日</u>までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から<u>平成21年3月31日</u>までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から<u>平成23年3月31日</u>までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から<u>平成21年3月31日</u>までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率</p>

は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2～4 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2～4 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

（愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p>第2条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成23年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p>第2条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成21年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（申告期限の特例）

3 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものあっては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第38号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 常時雇用する労働者（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。）の数が55人以下である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらに規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 常時雇用する労働者（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する短時間労働者を除く。以下同じ。）の数が55人以下である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらに規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、県内において、経済情勢の急激な変化により企業の事業活動が停滞するとともに雇用情勢が著しく悪化していることにかんがみ、企業立地の促進等による産業の振興及び新たな雇用機会の創出を図るための県税の特別措置について定めるものとする。

（不動産取得税の課税免除）

第2条 県内において、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間内に、家屋又は土地（土地にあっては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物（ドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土設備又は工作物をいう。以下同じ。）の建設の着手があった場合に限る。）の取得をした者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項の適用事業の事業主である場合に限る。）であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

- (1) 取得した家屋又は構築物の全部又は一部を製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（以下「製造業等」という。）の用に供するものであること。
- (2) 取得した家屋及び構築物（これらのうち一団の土地にあるものに限る。）並びに土地（当該家屋及び構築物が当該土地を敷地とする場合に限る。）の取得価額の合計額が2億円を超えること。
- (3) 取得した家屋又は構築物（これらのうち一団の土地にあるものに限る。）の全部又は一部を製造業等の用に供したことに伴って当該家屋又は構築物に係る事業所において増加する常時雇用する労働者（県内に住所を有する者（知事が定める要件に該当する者に限る。）のうちから新たに採用され、かつ、引き続き雇用される者であって、知事が定めるものに限る。）の数が10人以上であること。

（他の県税特別措置条例との関係）

第3条 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号）又は愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の規定の適用の対象となる不動産の取得については、

当該不動産のうちこれらの条例の規定の適用の対象となる部分の取得に限り、同条の規定は、適用しない。

(申告)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告書に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、県税に係る徴収金を滞納している者その他知事がこの条例の規定を適用することが適当でないとする者については、適用しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた不動産の取得については、この条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

(申告期限の特例)

3 第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第40号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~2 省略		1~2 省略	
3 児童福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市	3 児童福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市
(1) 児童福祉法施行規則(以下この項において「省令」という。)第36条の37第1項の規定に基づく養育里親名簿への登録の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(1) 里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下この項において「省令」という。)第6条第1項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の里親認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(2) 省令第36条の37第2項の規定に基づく専門里親としての養育里親名簿への登録の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(2) 省令第6条第2項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(3) 省令第36条の38第1項の規定に基づく養育里親希望者が省令第1条の34に規定する要件(専門里親希望者にあつては、省令第1条の36に規定する要件)に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることの調査に関する事務		(3) 省令第7条第1項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親希望者、親族里親希望者、短期里親希望者又は専門里親希望者が適当であるかどうかの調査に関	
(4) 省令第36条の38第2項の規定に基づく養育里親名簿に登録し、又は登録しないこと			

の決定（専門里親にあっては、専門里親として養育里親名簿に登録し、又は登録しないことの決定）に係る通知書の交付に関する事務

(5) 省令第36条の39第1項の規定に基づく養育里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(6) 省令第36条の39第2項の規定に基づく養育里親名簿の登録事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(7) 省令第36条の40第1項第1号の規定に基づく養育里親名簿の登録の消除の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務

(8) 省令第36条の42第1項の規定に基づく養育里親名簿の登録の更新の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(9) 省令第36条の43の規定により養育里親の認定等に準じて行う省令第1条の32第2項第1号に掲げる者（以下この項において「養子縁組希望里親希望者」という。）又は同項第2号に掲げる者（以下この項において「親族里親希望者」という。）の認定等に関する次に掲げる事務

ア 養子縁組希望里親名簿への登録の申請又は親族里親（親族里親希望者のうち、要保護児童を委託する者として適当と認めるものをいう。以下この項において同じ。）の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付

イ 養子縁組希望里親希望者又は親族里親希望者が要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることの調査

ウ 養子縁組希望里親希望者を養子縁組希望里親名簿に登録し、若しくは登録しないことの決定又は親族里親希望者を親族里親として認定し、若しくは認定しないことの決定に係る通知書の交付

エ 養子縁組希望里親（養子縁組希望里親希望者のうち、要保護児童を委託する者として適当と認めるものであって、養子縁組希望里親名簿に登録されたものをいう。）又は親族里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付

オ 養子縁組希望里親名簿の登録事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付

カ 養子縁組希望里親名簿の登録の消除の

する事務

(4) 省令第7条第2項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職業指導里親認定希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務

(5) 省令第7条第3項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親若しくは専門里親の里親認定又は職業指導里親認定をし、又はしないことの決定に係る通知書の交付に関する事務

(6) 省令第8条第1項第5号（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の里親認定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(7) 省令第8条第2項第6号（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職業指導里親認定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(8) 省令第9条（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(9) 省令第10条第1項（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の更新の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(10) 省令第11条第1項第3号（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(11) 省令第11条第2項第2号（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職業指導里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(12) 省令第13条第1項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親若しくは専門里親に係る登録事項の変更の届出又は委託児童の事故の発生の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

<p>申出又は親族里親の認定の取消しの申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付</p> <p>(10) 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下この項において「基準省令」という。）第14条第2項の規定に基づく委託児童の事故の発生の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 基準省令第14条第3項の規定に基づく委託児童の養育を継続することが困難となった旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(12) 基準省令第19条第1号の規定に基づく委託児童の再委託の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>		<p>(13) 省令第13条第2項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく委託児童の養育を継続することが困難となった旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(14) 省令第13条第3項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職業指導を継続することが困難となった旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(15) 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）第19条第1号の規定に基づく委託児童の再委託の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(16) 前号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>4～29 省略</p>		<p>4～29 省略</p>	
<p>30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第14号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第14号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4)・(5) 省略</p>	<p>各市町</p>	<p>30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第15号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第15号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4)・(5) 省略</p>	<p>各市町</p>
<p>31～39 省略</p>		<p>31～39 省略</p>	
<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(28) 省略</p> <p>(29) 法第72条の2第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の体制の整備命令に関する事務</p> <p>(30)～(49) 省略</p> <p>(50) 政令第44条_____の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(28) 省略</p> <p>(29) 法第72条の2_____の規定に基づく薬局開設者に対する薬剤師の増員命令_____に関する事務</p> <p>(30)～(49) 省略</p> <p>(50) 政令第44条第1項の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>賃貸業の許可証の交付に関する事務</p> <p>(51) ~ (55) 省略</p> <p><u>55の2 省令第15条の4第2項の規定に基づく薬局開設者の郵便等販売の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(56) ~ (63) 省略</p> <p><u>63の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）附則第4条第1項の規定に基づく薬局の管理者の週当たり勤務時間数の届出の受理に関する事務</u></p> <p><u>63の3 改正省令附則第4条第2項の規定に基づく薬局の管理者以外の薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数の届出の受理に関する事務</u></p> <p><u>63の4 改正省令附則第4条第3項の規定に基づく週当たり勤務時間数の変更の届出の受理に関する事務</u></p> <p><u>63の5 改正省令附則第42条の規定に基づく既存薬局開設者の郵便等販売の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(64) 省略</p>		<p>賃貸業の許可証の交付に関する事務</p> <p>(51) ~ (55) 省略</p> <p>(56) ~ (63) 省略</p> <p>(64) 省略</p>	
<p>40の2 ~ 47 省略</p>		<p>40の2 ~ 47 省略</p>	
<p>48 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) 政令第21条第3項の規定に基づく指定養成施設の構造設備等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) ~ (12) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>48 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) 政令第10条第3項の規定に基づく指定養成施設の構造設備等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) ~ (12) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>49 ~ 62 省略</p>		<p>49 ~ 62 省略</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例

（設置）

第1条 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策を緊急に強化するために要する経費の財源に充てるため、地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第4章 省略</p> <p>第5章 雑則(第28条・第29条)</p> <p>附則</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(保健所を設置する市が処理する事務)</p> <p>第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法又は健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) 第22条第1項本文の規定に基づく自主的な回収の着手の報告の受理に関する事務</p> <p>(2) 第22条第2項の規定に基づく自主的な回収の措置に関する指導その他の必要な指示に関する事務</p> <p>(3) 第22条第3項の規定に基づく自主的な回収の終了の報告の受理に関する事務</p> <p>(4) 第23条の規定に基づく関係行政機関の長に対する情報の提供に関する事務(第22条第1項本文又は第3項の規定による報告に係るものに限る。)</p> <p>(5) 第25条第1項の規定に基づく人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した旨の申出の受理に関する事務</p> <p>(6) 第25条第2項の規定に基づく必要な調査及び措置又は他の行政機関の長に対する通知に関する事務</p> <p>(規則への委任)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第4章 省略</p> <p>第5章 雑則(第28条)</p> <p>附則</p> <p>第5章 雑則</p>

第29条 省略

第28条 省略

附 則

この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第43号

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例

(設置)

第 1 条 地球温暖化の防止に向けた森林吸収目標の達成並びに木材及び木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図り、もって水源のかん養等の多面的機能を有する森林をそ生させるために要する経費の財源に充てるため、森林そ生緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 条の目的を達成するために必要がある場合は、基金の運用から生ずる収益を予算に計上して、その経費に充てることことができる。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年 3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第44号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警務部の所掌事務)	(警務部の所掌事務)
第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。	第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)～(8) 省略	(1)～(8) 省略
<u>(9) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する</u>	
<u>こと。</u>	
<u>(10) 省略</u>	(9) 省略
<u>(11) 省略</u>	(10) 省略
<u>(12) 省略</u>	(11) 省略
<u>(13) 省略</u>	(12) 省略
<u>(14) 省略</u>	(13) 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。